

春日井市介護福祉特別給付金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護サービスの利用に伴う費用の負担軽減を図るため、介護保険法（平成9年法律第123号）に定める要介護認定又は要支援認定を受けた者（以下「要介護等認定者」という。）であって、低所得世帯に属するものに対し、介護福祉特別給付金（以下「給付金」という。）を支給することについて必要な事項を定めるものとする。

(受給資格)

第2条 給付金は、市内に住所を有し、春日井市の介護保険被保険者である要介護等認定者であって、次の各号のいずれかに該当するものに支給する。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者を除く。

- (1) 給付金を受給する者が属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が給付金を受給する年度（給付金を受給する月が4月又は5月の場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市民税が課せられていないもの又は市の条例で定めるところにより当該市民税を免除されたもの
- (2) 次の基準の算定により、境界層に判断される者
 - ア 介護保険法第69条第1項に規定する給付額減額等の記載
 - イ 介護保険法第51条の2第2項第2号に規定する居住費の負担限度額若しくは同法第61条の2第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額又は介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第13条第5項第2号に規定する居住費の特定負担限度額
 - ウ 介護保険法第51条の2第2項第1号若しくは第61条の2第2項第1号に規定する食費の負担限度額又は介護保険法施行法第13条第5項第1号に規定する食費の特定負担限度額
 - エ 介護保険法第51条第1項の規定による高額介護サービス費に係る負

担の上限額又は同法第61条第1項の規定による高額介護予防サービス費に係る負担の上限額

才 介護保険法第129条第1項の規定による保険料の負担額

(3) その他市長が必要と認めたもの

(支給申請)

第3条 給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、介護福祉特別給付金支給申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(支給の決定)

第4条 市長は、前条の申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、支給の可否を決定し、介護福祉特別給付金支給決定通知書（第2号様式）又は介護福祉特別給付金支給却下通知書（第3号様式）により前条の申請者に通知するものとする。

2 前項の決定は、その申請のあった日の属する月の初日に遡ってその効力を生ずる。ただし、前条の申請が、新規要介護等認定申請に基づく要介護等認定日の属する月の翌月末日までにあったときは、介護保険法第19条に定める要介護認定又は要支援認定が効力を生じた日からその効力を生ずるものとする。

(給付金の支給)

第5条 市長は、前条の規定により支給の決定を受けた者（以下「受給権者」という。）のうち次の各号のいずれかのサービスを利用したものに対し、給付金を支給する。ただし、本人に支給することが困難であると認めた場合に限り、給付金の受領について、受給権者から委任を受けた者に対し、給付金を支給するものとする。

(1) 介護保険法第8条第1項に規定する居宅サービス（ただし、特定福祉用具販売を除く。）

(2) 介護保険法第8条第14項に規定する地域密着型サービス

- (3) 介護保険法第8条第26項に規定する施設サービス
- (4) 介護保険法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス（ただし、特定介護予防福祉用具販売を除く。）
- (5) 介護保険法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービス
- (6) 春日井市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年4月1日施行。以下「要綱」という。）第3条第1号ア(ア)に規定する介護予防訪問介護相当サービス
- (7) 要綱第3条第1号ア(イ)に規定する緩和した基準によるサービス
- (8) 要綱第3条第1号ア(ウ)に規定する短期集中型サービス
- (9) 要綱第3条第1号イ(ア)に規定する介護予防通所介護相当サービス
- (10) 要綱第3条第1号イ(イ)に規定する緩和した基準によるサービス
- (11) 要綱第3条第1号イ(ウ)に規定する短期集中型サービス

- 2 給付金の額は、月額3,000円とする。
- 3 給付金は、第1項のサービスを利用した日の属する月数に応じて支給する。
- 4 給付金は、5月、9月及び1月にそれぞれの前々月分までを支払う。ただし、前支払期日に支払うべきであった給付金又は支給すべき事由が消滅した場合における当該消滅するまでの期間の給付金については、支払期月でない月であっても支払うことができる。
- 5 給付金の支払方法は、口座振込によるものとする。
(支払金融機関の変更)

第6条 受給権者は、給付金の支払を受ける金融機関を変更する場合は、速やかに介護福祉特別給付金支払金融機関変更届（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（受給資格の喪失）

第7条 受給権者が次の各号のいずれかに該当したときは、受給資格を失う。

- (1) 第2条に定める要件に該当しなくなったとき。

(2) 死亡したとき。

2 市長は、受給権者が前項に該当する場合は、介護福祉特別給付金受給資格喪失通知書（第5号様式）により受給権者に通知するものとする。

（未支払の給付金）

第8条 市長は、受給権者が前条第1項第2号の規定により受給資格を喪失した場合において、未だその者に支払っていない給付金がある場合は、当該受給権者の相続人にその給付金を支払うことがある。この場合において、未支払の給付金を受給する相続人は、介護福祉特別給付金支払金融機関変更届を市長に提出しなければならない。

（不正利得の返還）

第9条 市長は、偽りその他不正な手段により給付金の支給を受けていた者があるときは、給付金の支給決定を取り消し、既に支給された給付金の全部又は一部を返還させることがある。

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に本則各号に掲げる要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

1 この要綱は、平成19年12月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に本則各号に掲げる要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第5条第4項の規定は、平成26年10月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に本則各号に掲げる要綱の規定に基づいて調整されている用紙類が、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市介護福祉特別給付金支給要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市介護福祉特別給付金支給要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の春日井市介護福祉特別給付金支給要綱の規定は、令和6年4月以後の月分の給付金に適用し、同年3月までの月分の給付金については、なお従前の例による。